

# 小山町自治基本条例の概要

## 社会環境の変化と課題

### ◎人口減少・少子高齢化

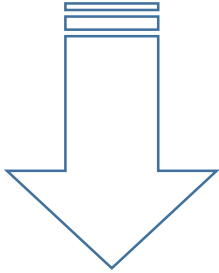
- ⇒地域の活力低下
- ⇒まちの財産が次世代へ継承されないおそれ

### ◎地域コミュニティの衰退

- ⇒人と人とのつながりの希薄化

### ◎地方分権の進展

- ⇒地域のことは地域で決定し、自らの責任で解消



## 目指すべき「まち」の実現に向けて

- 町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、まちに愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望が持てる魅力あるまちづくりを進めていくことが必要
- 町民、議会、執行機関が協働して新しい時代の進路を築いていくことができる新たな仕組みの構築が必要

## 小山町自治基本条例

### ◇前文

◇第1章 総則 … 目的、条例の位置付け、定義

◇第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

◇第3章 まちづくりの主体の役割及び責務

第1節 町民

第2節 議会及び議員

第3節 町長及び職員

◇第4章 町政運営 … 総合計画、行政評価、財政運営、行政手続、行政組織、危機管理

◇第5章 情報の共有等 … 情報の共有、情報の公開、個人情報の保護

◇第6章 参加及び協働 … 参加の推進、意見の募集、意見、要望等への対応、住民投票、協働の推進、コミュニティ活動の推進、人材の育成

◇第7章 交流及び連携 … 町内外の人々との交流、国、県及び他の地方公共団体との連携

◇第8章 条例の見直し

### 【基本理念】

町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る 等

### 【基本原則】

情報共有の原則、参加の原則、協働の原則

## 参加と協働によるまちづくりの推進

## 目指すべき「まち」の実現

- ◎ 先人たちから脈々と受け継いできた財産を輝く未来ある子ども達に引き継ぐ。
- ◎ 「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい、元気で、明るく、豊かな地域社会を実現する。